

## 《消費税に関する留意点》

### 1. 消費税の課税(納税)事業者

消費税は、消費一般に広く課税される間接税で、ほぼすべての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税対象とし、取引の各段階ごとに課税されます。

つまり、国内において商品の販売、サービスの提供等を行った事業者は原則として消費税を納める義務(納税義務)があります。

ただし、基準期間(前々事業年度)の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者については消費税を納める義務が免除されます。

#### 1. 消費税とは

消費税は、消費一般に広く課税される間接税で、ほぼすべての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税対象とし、取引の各段階ごとに5%(うち1%は地方消費税)の税率で課税されます。

#### 2. 消費税の納税義務(課税対象者)

国内において商品の販売、サービスの提供等を行った事業者は消費税を納める義務(納税義務)があります(消法5条1項)。

#### 消費税の課税(納税)事業者

基準期間(前々事業年度)の課税売上高が1千万円を超える事業者

課税期間が1年に満たない場合は1年分に換算します。

新規法人は、設立から2事業年度は基準期間の課税売上がないため、原則として免税業者となります。

資本金又は出資金の額が1千万円以上の新規法人

「消費税課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者となっている事業者

#### 3. 免税事業者(小規模事業者に係る納税義務の免除)

消費税の課税年度の前々事業年度(基準期間)における課税売上高(会計期間が1年に満たない場合は1年分に換算)が1千万円以下である小規模事業者については消費税を納める義務が免除されます(消法9条1項)。

#### 4. 新設法人の特例(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

新設法人の場合、設立から2事業年度は前々年事業年度の課税売上がないため、原則として消費税の納税義務がありません。

しかし、基準期間がない新設法人のうち、事業年度開始における資本金又は出資金の額が1千万円以上の法人は納税義務の免除が適用されず、課税事業者となります(消法12条の2)。

#### 5. 課税事業者の選択

免税事業者に該当する場合でも「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出すれば、その提出日の属する課税期間の翌課税期間以後は納税義務の免除は適用されず、課税業者となります(消法9条4項)。

## 6 . 課税期間

消費税額を計算する場合の計算期間を「課税期間」といい、個人事業者については暦年、法人については事業年度となります(消法19条1項1号,2号)。

ただし、特例として「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出した事業者は、課税期間を3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます(消法19条1項3号,3号の2、4号,4号の2)。従って、この特例を選択した事業者は原則としてその課税期間ごとに消費税額を計算して申告、納付することになります。

### 《課税期間と基準期間》

	個人事業者	法人
原則	《課税期間》 暦年 《基準期間》 その前々年	《課税期間》 事業年度 《基準期間》 その前々事業年度
3月特例	《基準期間》 1月1日から3月31日までの期間 4月1日から3月31日までの期間 7月1日から3月31日までの期間 10月1日から12月31日までの期間 《基準期間》 その前々年	《課税期間》 事業年度の開始日以後、 3カ月ごとに区分した各期間 (最後に3月未満の期間が生じたときは、 その3月未満の期間) 《基準期間》 その前々事業年度
1月特例	《課税期間》 1月1日以後、1カ月ごとに区分した各期間 《基準期間》 その前々年	《課税期間》 事業年度の開始日以後、 1カ月ごとに区分した各期間 (最後に1月未満の期間が生じたときは、 その1月未満の期間) 《基準期間》 その前々事業年度

(注) 1 . 課税期間の特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに届出を行う必要があります。

## 2. 消費税の課税対象の範囲

国内において事業者が行った資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）には原則として消費税が課されます。ただし、取引のなかには消費税が課されない「非課税取引」や「不課税取引」がありますので、消費税の実務上取引を区分する必要があります。消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をしたときに成立します。具体的な成立時期は取引の態様に依りて異なりますが、法人税や所得税における収益の計上時期とほぼ同じになります。

### 1. 課税対象の原則

国内において事業者が行った資産の譲渡等には消費税が課されます（消費税法4条1項）。ここでいう「資産の譲渡等」とは下記のとおり「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」をいいます（消法2条1項8号）。

#### (1) 資産の譲渡等とは

資産の譲渡等とは次のものをいいます。

##### 資産の譲渡

「資産の譲渡」とは、売買等の契約により、資産の同一性を保持しつつ、他人に移転することをいいます。したがって、例えば、商品や製品の販売のほか、事業用設備を売却することが資産の譲渡に当たり、また、これら有形の資産のほか、例えば、特許権や商標権などの無体財産権の譲渡も資産の譲渡に含まれます。さらに、現物出資、負担付き贈与、代物弁済なども資産の譲渡となります。

##### 資産の貸付け

「資産の貸付け」とは、資産に係る権利の設定など他の者に資産を使用させる一切の行為をいいます。なお、無体財産権の実施権や使用権等を設定する行為も資産の貸付けに含まれます。

##### 役務の提供

「役務の提供」とは、例えば、土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、情報の提供、出演などのサービスを提供することをいいます。医師、弁護士、公認会計士、税理士などによるその専門的知識、技能等に基づく役務の提供も含まれます。

#### (2) 対価を得て行うもの

「対価を得て」とは、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に対して反対給付を受けることをいいます。したがって、営利を目的としない親睦会の会費や寄附金などは、消費税の課税の対象とはなりません。

また、有償で行われるのが条件ですから、無償で行われた資産の譲渡には、原則として消費税がかかりません。

しかし、次のいずれかに当たる場合には、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされます。なお、この場合の対価の額は、原則としてその者が通常他に販売する価額となります。

個人事業者が自分の販売する商品などを家庭で使用したり消費した場合  
法人が自社の商品などをその役員に対して贈与した場合

(3) みなし譲渡とは

次の行為は「事業として対価を得て行われた資産の譲渡」とみなします(消法4条4項)。

個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業のように供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合におけるその消費又は使用法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

2. 消費税の課されない取引

(1) 非課税取引

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには消費税が課されません(消法6条1項)。

消費税の性格上課税になじまないもの

ア. 土地の譲渡及び貸付け  
イ. 有価証券等の譲渡  
ウ. 利子、信用保証料、保険料等  
エ. 郵便切手類、印紙、証紙、商品券、プリペイドカードなどの譲渡  
オ. 国、地方公共団体等の手数料(印鑑証明、住民票、公証人手数料など)

社会政策上の配慮に基づくもの

ア. 医療、イ. 社会福祉事業、ウ. 助産、エ. 埋葬、火葬、  
オ. 身体障害者用物品、カ. 学校教育、キ. 教科用図書、ク. 住宅家賃

(2) 不課税取引とは

「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け」に該当しない、つまり「対価性がない」ことから、消費税の課税対象外、いわゆる「不課税取引」には次のものがあります。

保険金、共済金  
保険事故の発生に伴い受けるものであるため  
利益の配当等  
株主等の地位に基づき出資に対する配当等として受けるものであるため  
寄付金、祝金、見舞金等  
補助金、奨励金、助成金等  
特定の政策目的の実現を図るためのものであるため  
会費、組合費等  
入会金  
公共施設の負担金等

3. 納税義務の成立時期

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をしたときに成立します。具体的な納税義務の成立時期を、取引の態様に応じて例示すると次のようになりますが、成立時期は法人税や所得税の課税所得金額の計算における収益の計上時期とほぼ同じになります。

なお、長期割賦販売等、工事の請負、現金主義会計については特例(延払基準等)が設けられています(消法16条,17条)。

消費税における納税義務の成立時期

	取引の態様		成立時期（原則）
資産の 譲渡	棚卸資産の譲渡		引渡しがあった日
	固定資産の譲渡		引渡しがあった日
	工業所有権等の譲渡又は実施権の設定		譲渡又は実施権の設定に関する契約の効力発生の日
資産の 貸付け	契約又は慣習により資料等の支払日が定められているもの		支払を受けるべき日
	支払日が定められていないもの		支払を受けた日（請求があったときに支払うべきものとされているものにあつては、その請求日）
役務の 提供	請負	物の引渡しを要するもの	目的物の全ての完成し相手方に引き渡した日
		物の引渡しを要しないもの	約した役務の全ての提供を完了した日
	人的役務の提供		約した役務の全ての提供を完了した日

長期割賦販売等、工事の請負の特例（延払基準等）

<p>長期割賦販売等で延払基準を適用している場合や工事の請負で工事進行基準を適用している場合には、それらの基準に従って売上げを計上する日とすることができます（消法16条,17条）。</p> <p>(注1) 課税資産の引渡しや役務の提供が行われる前に、前受金の収受が行われる場合には、前受金の収受の時にかかわらず、現実に課税資産の引渡しや役務の提供等をした時が課税資産の譲渡等をした時となります。</p> <p>また、未収金についても代金決済の時期に関係なく、課税資産の引渡しや役務の提供をした時が課税資産の譲渡等をした時となります。</p> <p>(注2) 青色申告者で所得税法上の現金主義の適用を受けている小規模事業者については、上記注1にかかわらず、対価を受領した日とすることができます。</p>
--

### 3. 消費税納税額の計算方法

消費税は取引の各段階ごとに5%（うち1%は地方消費税）の税率で課税されます。  
納付する消費税額は、課税期間の売上に対する消費税額から仕入れ等に含まれる消費税額を控除した金額となります。  
仕入控除税額は簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは、計算方法が異なります。

#### 1. 具体的な納付税額の計算方法

具体的な納税額の計算は次のとおりとなりますが、まず、国税の消費税4%を計算して、その消費税額に25%を掛けて地方消費税額を計算します（消法29条）。

国税の消費税（4%）の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上高(税抜き)} \times 4\% - \text{課税仕入上高} \times 4 / 105$$

地方消費税（1%）の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額(4\%)} \times 25\%$$

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

#### 2. 課税売上高とは

課税売上げとは、商品の売上げのほか、機械や建物等の事業用資産の売却など事業のための資産の譲渡、貸付け、サービスの提供の対価の額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない）をいいます（消法第28条）。

ただし、土地の売却や貸付けなどの非課税取引は課税売上げに含まれません。

#### 3. 課税仕入とは

課税仕入れとは、商品などの棚卸資産の仕入れ、機械や建物等の事業用資産の購入又は賃借、原材料や事務用品の購入、運送等のサービスの購入、そのほか事業のための購入などをいいます（消法2条1項12号）。

なお、事業のための購入であれば、仕入先が免税事業者や消費者の場合でも課税仕入れに当たります。ただし、土地の購入や賃借などの非課税取引、課税対象とならない給与、賃金などは課税仕入れに含まれません。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ	土地の購入や賃借、株式や債券の購入、利子や保険料の支払いなどの非課税取引 給与、税金の支払い

#### 4. 売上返品、値引き等があった場合の取扱い

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品を受けたり、値引き、割り戻し、割引をしたことにより、売上対価の返還等を行った場合の消費税額は、次のように計算します。

## 売上対価の返還等の金額に係る消費税額の計算方法

$$\boxed{\text{売上対価の返還等の金額に係る消費税額}} = \boxed{\text{売上対価の返還等の金額（税込み）}} \times \boxed{\frac{4}{105}}$$

そして、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上に係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します（消法38条）。

（注）適用には売上対価の返還等の金額等の明細書の保存が必要です（消令58条）。

売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額している場合はこの計算は不要です。

## 5. 貸倒れが生じた場合の取扱い

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れとなったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上に係る消費税額から貸倒れ処理した金額に係る消費税額を控除します（消法39条、消令59条）。

### 控除することができる貸倒れに係る消費税額の計算方法

$$\boxed{\text{貸倒れに係る消費税額}} = \boxed{\text{貸倒れに係る金額}} \times \boxed{4 / 105}$$

（注）適用には債権の切捨ての事実を証明する書類、その他、貸倒れの実事を明らかにする書面の保存が必要です。

## 6. 仕入控除税額の計算方法（本則課税と簡易課税）

仕入控除税額は簡易課税制度適用する事業者とその他の事業者とでは、計算方法が異なります。

### （1）一般課税（本則課税）

課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。（消法30条1項）

なお、このような原則的な計算方法は「本則課税（原則課税）」と呼ばれています。

$$\boxed{\text{消費税の納付税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れに係る消費税額（実額）}}$$

### （2）簡易課税

課税売上に係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。簡易課税の適用を受けるには基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、事前に所轄の税務署長に届出を行う必要があります。（消法37条1項）

$$\boxed{\text{消費税の納付税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}}$$

## 4. 本則課税とは

本則課税で納付する消費税額は、課税期間の売上に対する消費税額から仕入れ等に含まれる消費税額を控除した金額となります。  
 納税額の計算にあたっては、まず、国税の消費税4%を計算して、その消費税額に25%を掛けて地方消費税額を計算します。

### 1. 本則課税での納税額の計算方法

消費税の具体的な納税額の計算は次のとおりとなりますが、まず、国税の消費税4%を計算して、その消費税額に25%を掛けて地方消費税額を計算します(消法29条, 30条)。

#### 国税の消費税(4%)の計算

$$\text{消費税額} = \frac{\text{課税売上げに係る消費税額}}{\text{課税売上高} \times 1} \times 4\% - \frac{\text{課税仕入れに係る消費税額}}{\text{課税仕入上高} \times \frac{4}{105}}$$

消費税(4%)と地方消費税(1%)に相当する金額を除いた金額(税抜き)

#### 地方消費税(1%)の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額}(4\%) \times 25\%$$

#### 納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

### 2. 帳簿、請求書等の保存

本則課税で仕入税額の控除を受ける場合には、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存が必要です(消令49条, 50条)。

帳簿と請求書両方の保存がない場合、仕入や経費の支払いの際の消費税分を控除することができませんので、十分注意が必要です。

#### 帳簿の記載事項

課税仕入れ	課税仕入れの相手方の氏名又は名称 課税仕入れを行った年月日 課税仕入れの内容 課税仕入れの対価の額
-------	--

#### 請求書等の記載事項

課税仕入れ	請求書・納品書等	課税仕入れについて相手方が発行した請求書、納品書等書類作成者の氏名又は名称 課税資産の譲渡等を行った年月日 課税資産の譲渡等の内容 課税資産の譲渡等の対価の額 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
-------	----------	---

課税仕入れ	仕入明細書・仕入計算書等	課税仕入れを行った事業者が作成した仕入明細書、仕入計算書等で相手方の確認を受けたもの 書類作成者の氏名又は名称 課税仕入の相手方の氏名又は名称 課税仕入れを行った年月日 課税仕入れの内容 課税仕入れの対価の額
-------	--------------	---

帳簿及び請求書等の保存期間

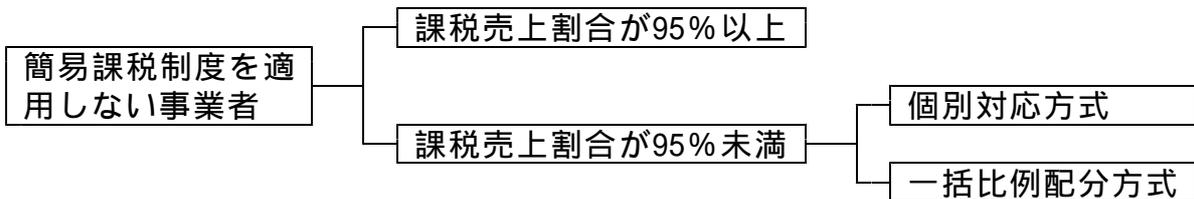
帳簿	閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2カ月を経過した日から7年間
請求書等	受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2カ月を経過した日から7年間

3. 本則課税での仕入控除税額の計算方法

簡易課税制度を適用しない事業者（本則課税）の計算方法は次のとおりとなりますが、その課税期間中の「課税売上割合」（課税売上高 / 総売上高）によって計算方法が異なります。

課税売上割合が95%以上の場合は「全額控除」の方法により、95%未満の場合は「個別対応方式」または「一括比例配分方式」の方法により計算します。

仕入控除税額の計算方法（体系図）



課税売上割合の計算方法

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間の総売上高（税抜き）}}$$

- (注) 1. 分母の総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計（課税売上高、輸出による免税売上高、非課税売上高の合計）をいいます。  
 2. 分子の課税売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計をいいます。これには輸出による免税売上高が含まれます  
 3. それぞれの売上高には、貸倒になった売上高を含みます。また、売上について返品を受けたり、値引き、割り戻し等を行った場合はそれらに係る金額を控除します。

4. 仕入控除税額の具体的な計算方法

(1) 課税売上高が95%以上の場合

課税期間中の課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額の全額を控除します。

$$\text{課税仕入等に係る消費税額} = \text{国内における課税仕入に係る消費税額(注1)} + \text{外国貨物の引取に係る消費税額(注2)}$$

- (注) 1. 課税仕入高の合計金額(税込) × [4 / 105]  
 2. 保税地域から引き取った外国貨物に課された又は課されるべき消費税額

(2) 課税売上高が95%未満の場合

課税期間中の課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額のうち、課税売上げに係る部分のみが控除されます。

具体的には次のア・個別対応方式またはイ・一括比例配分方式の方式で計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

個別対応方式

課税期間中の課税仕入等に係る消費税額のすべてを次のように区分します。

課税仕入等に係る消費税額	(a) 課税売上のみに対応するもの	課税売上割合 あん分	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	(b) aとc両方に共通するもの		控除できない消費税額
	(c) 非課税売上のみに対応するもの		

次の算式により計算した仕入控除税額を課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{aの消費税額} + (\text{bの消費税額} \times \text{課税売上割合})$$

なお、税務署長の承認を受けたときは「課税売上割合」に代えて「課税売上割合に準ずる割合」により仕入控除税額を計算することができます。

一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入等に係る消費税額が「個別対応方式」のように区分されていない場合、又は区分されていてもこの方法を選択する場合に適用します。

課税仕入等に係る消費税額	課税期間中の課税仕入等に係る消費税額	課税売上割合 あん分	仕入控除税額 (控除する消費税額)
			控除できない消費税額

次の算式により計算した仕入控除税額を課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$$

なお、一括比例配分方式により課税仕入等の税額の計算を行っている事業者は「課税売上割合に準ずる割合」を適用できません。

## 5. 簡易課税とは

簡易課税制度とは課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。簡易課税の場合、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。具体的には課税売上高に係る消費税額に事業区分ごとの「みなし仕入率」を乗じて仕入控除税額を算出します。

### 1. 簡易課税制度の適用要件

簡易課税制度の適用を受けるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

基準期間における課税売上高が5千万円以下であること  
事前に所轄税務署長に届出を提出していること

### 2. 納税額の計算方法

具体的な納税額の計算は次のとおりとなりますが、まず、国税の消費税4%を計算して、その消費税額に25%を掛けて地方消費税額を計算します。

#### 国税の消費税（4%）の計算

$$\text{消費税額} = \frac{\text{課税売上げに係る消費税額}}{\text{課税売上高} \times 4\%} - \frac{\text{課税仕入れに係る消費税額}}{\text{課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}}$$

消費税（4%）と地方消費税（1%）に相当する金額を除いた金額（税抜き）

#### 地方消費税（1%）の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} (4\%) \times 25\%$$

#### 納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

### 3. 簡易課税の留意事項

基準期間の課税売上高が5千万円以下の事業者が「簡易課税制度」を選択できます。

簡易課税制度選択届出書を事前に所轄の税務署長に提出する必要があります。

簡易課税制度では「みなし仕入率」により納税額を計算しますので、多額に設備投資を行った場合であっても、還付を受けることはできません。

簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

2種以上の事業を営む事業者が仕入控除税額を計算する場合は、課税売上高をそれぞれの事業ごとに区分する必要があります。

2種以上の事業を営む場合で、課税売上高をそれぞれの事業ごとに区分を行っていない場合は、最も低い「みなし税率」を適用して仕入控除税額を計算します。

#### 4. みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は次のとおりです。なお、2種類以上の事業を営む事業者は課税売上を事業の種類ごとに区分する必要があります。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業（他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の業者に販売する事業）	90%
第二種事業	小売業（他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業以外 飲食店業、金融・保険業など 農作業受託も該当 事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当	60%
第五種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業 （第1種事業から第3種事業に該当しないもの）	50%

#### 5. 簡易課税における仕入控除税額の計算方法

簡易課税における仕入控除税額の計算は次のようになります。

##### (1) 1種類の事業のみを営む場合

第一種事業から第五種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者は、課税期間の課税標準額（課税売上げに係る消費税額）に対する消費税額に該当する事業の見なし税率を掛けた金額が仕入控除税額となります。

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額（注）}}{\text{消費税額（注）}} \times \text{みなし仕入率}$$

（注）売上対価の返還等にかかる消費税額の合計金額を控除した金額。

##### (2) 2種類以上の事業を営む場合

第一種事業から第五種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりとなります。

原則的な方法は下記のアのとおりですが、イ又はウの適用が認められています。

##### 原則的な計算方法

第一種事業から第五種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の原則的な計算方法は、次のとおりとなります。

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額（注）}}{\text{消費税額（注）}} \times$$

第一種事業 に係る消費 税額 × 90%	+	第二種事業 に係る消費 税額 × 80%	+	第三種事業 に係る消費 税額 × 70%	+	第四種事業 に係る消費 税額 × 60%	+	第五種事業 に係る消費 税額 × 50%
第一種事業 に係る消費 税額	+	第二種事業 に係る消費 税額	+	第三種事業 に係る消費 税額	+	第四種事業 に係る消費 税額	+	第五種事業 に係る消費 税額

（注）売上対価の返還等にかかる消費税額の合計金額を控除した金額。

2種類以上の事業を営む場合で1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合  
75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対し適用することができます。

$$\boxed{\text{仕入控除税額}} = \boxed{\text{課税標準額に対する消費税額(注)}} \times \boxed{\text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率}}$$

(注) 売上対価の返還等にかかる消費税額の合計金額を控除した金額。

3種類以上の事業を営む場合で2種類の事業に係る課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合  
2種類の事業のうち、みなし税率の高い方の事業に係る課税売上高はそのみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高は2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率をその事業以外の課税売上高に適用することができます。

【例】卸売業(第一種事業)、小売業(第二種事業)、サービス業(第五種事業)の3種類の事業を兼業している事業者で、それぞれの事業に係る課税売上高の割合が45/100、35/100、20/100の場合、卸売業の課税売上高については第一種事業のみなし仕入率90%を、残りの小売業及びサービス業の部分の課税売上高の合計については第二種事業のみなし仕入率80%を適用することができます。

課税売上高	卸売業(第一種事業)	45/100	}	75%以上	} みなし税率90%を適用
	小売業(第一種事業)	35/100			
	サービス業(第一種事業)	20/100			} みなし税率80%を適用

3種類以上の事業を営む場合の算式(上記の例の場合)

$$\boxed{\text{仕入控除税額}} = \boxed{\text{課税標準額に対する消費税額(注)}} \times \left( \boxed{\text{第一種事業に係る消費税額}} \times 90\% + \left( \boxed{\text{課税売上に係る消費税額}} - \boxed{\text{第一種事業に係る消費税額}} \right) \times 80\% \right)$$

課税売上に係る消費税額

(注) 売上対価の返還等にかかる消費税額の合計金額を控除した金額。

## 6. 消費税の申告・納付の手続き

課税事業者は一定の期限までに消費税及び地方消費税の確定申告書を所轄税務署長に提出するとともに、消費税を納付することになります。  
直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超える場合は、中間申告を行うことになります。

### 1. 確定申告の手続き

課税事業者は課税期間の末日の翌日から次の期限までに、所定の事項を記載した消費税及び地方消費税の確定申告書を所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額と地方消費税を併せて納付することになります。(消法45条)

#### (1) 確定申告及び納付の期限

##### 原則

個人事業者	翌年の3月31日まで
法人	課税期間の末日の翌日から2カ月以内

##### 課税期間特例の適用がある場合

消費税額を計算する場合の計算期間を「課税期間」といい、個人事業者の場合は暦年、法人の場合は事業年度となります。ただし、特例として「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出した事業者は課税期間を3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。したがって、この特例を選択した事業者は原則として、その課税期間ごとに消費税額を計算して申告、納付することになります。

#### 【特例がある場合の確定申告及び納付の期限】

	個人事業者	法人
3月特例	1～3月分：5月31日まで 4～6月分：8月31日まで 7～9月分：11月30日まで 10～12月分：翌年の3月31日まで	その事業年度をその開始日以降3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間が生じたときは、その3月未満の期間）の末日から2月以内
1月特例	1月1日以後1月ごとに区分した各期間のうち1月から11月分：左記の各期間の末日から2月以内 12月分：翌年の3月31日まで	その事業年度をその開始日以降1月ごとに区分した各期間（最後に1月未満の期間が生じたときは、その1月未満の期間）の末日から2月以内

#### (2) 確定申告の留意点

課税資産の譲渡等がなく、かつ、納付すべき消費税額がない課税期間は、確定申告書を提出する必要がありません。

消費税の申告書（確定申告書、中間申告書）の提出期限、納付期限について、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例のような延長制度（法第75条の2による）は設けられていません。

### 2. 中間申告の手続き

#### (1) 中間申告の期限と納付税額

中間申告は直前の課税期間の確定消費税額(注)に応じて、次のようになります(消法42条)。

## 中間申告の期限と税額

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超～400万円以下	400万円超～4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告	年1回	年3回	年11回
中間納付期限	不要	確定申告の対象となる課税期間の末日の翌日から2月以内		下表のとおり
中間納付税額		直前の課税期間の確定消費税額の1/2	直前の課税期間の確定消費税額の1/4	直前の課税期間の確定消費税額の1/12
1年の合計申告回数	年1回(確定申告1回)	年2回(確定申告1回、中間申告1回)	年4回(確定申告1回、中間申告3回)	年12回(確定申告1回、中間申告11回)

(注) 確定消費税額とは中間対象期間の末日まで確定した消費税額の年額のことをいいます(地方消費税は含まない)。

### 年11回の中間申告及び納付期限

	個人事業者	法人
中間納付期限	1月分 } 3月分 } 5月末日	その課税期間開始後の1カ月分 その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内
	4月分 } 11月分 } 中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内	上記1カ月分以降の10月分 申告対象期間の末日の翌日から2月以内

### (2) 中間申告の留意点

課税期間の特例の適用を受ける事業者は、中間申告・納付の必要はありません。各申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることができません。

仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎての提出はできません。

### (3) 中間納付税額がある場合の確定申告の納付税額

中間納付税額がある場合は確定申告書の差引税額から中間納付税額を控除します。

$$\boxed{\text{確定申告において納付すべき消費税額}} = \boxed{\text{差引税額}} - \boxed{\text{中間納付税額の合計}}$$

消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額の25%相当の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

## 7. 消費税に係る各種届出等

課税売上高が1,000万円を超えた場合など、各種の届出等の要件に該当する場合や承認・許可を受ける場合には、所轄税務署長に届出書や申請書等を提出しなければなりません。

### 1. 各種届け出等の提出

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事実が発生した場合及び承認又は許可を受ける必要が生じた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、その旨を記載した届出書、申請書等を提出しなければなりません。

なお、各様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。

### 2. 届出等が必要な主なもの

様式番号は19年度の場合

届出が必要な場合	届出書名〔様式番号〕	提出時期
基準期間における課税売上高が1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書〔第3号様式〕	事由が生じた場合、速やかに提出(注1)
基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書〔第5号様式〕	事由が生じた場合、速やかに提出(注2)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	消費税課税事業者選択届出書〔第1号様式〕	選択しようとする課税期間の初日の前日まで
課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	消費税課税事業者選択不適用届出書〔第2号様式〕	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで(注3)
新設法人に該当することとなったとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書〔第10-(2)号様式〕	事由が生じた場合、速やかに提出(注4)
簡易課税制度を選択しようとするとき	消費税簡易課税制度選択届出書〔第24号様式〕	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで(注5)
簡易課税制度の選択をやめようとするとき	消費税簡易課税制度選択不適用届出書〔第25号様式〕	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで
課税期間の特例を選択又は変更しようとするとき	消費税課税期間特例選択・変更届出書〔第13号様式〕	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで
課税期間の特例の選択をやめようとするとき	消費税課税期間特例選択不適用届出書〔第14号様式〕	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで

(注)1.既にこの届出を提出している事業者は、提出後引き続いて課税事業者である限り、再度提出する必要はない。

2.消費税課税事業者選択届出書を提出した事業者は届出の必要がない。なお、課税事業者の選択をやめる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が必要となる。

3.事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、この届出による課税事業者のとりやめはできない。

4.法人設立届出書で、新設法人に該当する旨を記載し提出している場合は不要です。

5.届出後2年間は事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければならない。また、消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されない限り、適用される。



(前ページの続き)

	税込経理方式	税抜経理方式
売上に係る消費税額	売上に含めて収益として計上する。	仮受消費税等として負債計上する。
仕入に係る消費税額	仕入金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含めて計上する。	仮払消費税等として資産計上する。
納付税額	租税公課として損金(必要経費)に算入する。	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額を支出とし、損益には関係させない。
還付税額	雑収入として益金(収入金額)に算入する。	仮払消費税等から仮受消費税等を控除した金額を入金とし、損益には関係させない。

### 3. 税込経理方式の経理方法

#### (1) 決算時・納付時の処理

消費税を租税公課として損金に計上できるのは、あくまでも申告書を提出した日となります。従って、特に決算時に消費税に関する経理処理をする必要はありません。

しかしながら、その課税事業者が消費税の確定申告によって納付すべき消費税額を前もって計算し、その課税期間終了時に未払計上(流動負債の「未払消費税等」等の科目に計上)により損金経理したときは、これを認めることとなっています。

具体的な仕訳処理は次のとおりです。

決算時に未払計上せず、確定申告の年度の損金に算入する場合

決算時の処理：仕訳なし

納付時の処理

摘要：確定申告に伴って、消費税50万円を現金で納付した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	租税公課	不	500,000	現金	不	500,000	

決算時に未払計上し、課税期間の年度の損金に算入する場合

決算時の処理

摘要：決算において消費税50万円を計算し、未払計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
期末日	租税公課	不	500,000	未払消費税等	不	500,000	決算処理

納付時の処理

摘要：確定申告に伴って、消費税50万円を現金で納付した。(決算時に未払計上している)

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	未払消費税等	不	500,000	現金	不	500,000	

(2) 中間納付がある場合の処理方法

消費税の中間納付額については、まだ確定していない税額なので流動資産の「仮払消費税等」等の科目に計上し、確定申告や決算による税額確定時に、振替処理するのが適正な処理といえます。

具体的な仕訳処理は次のとおりです。

中間納付があり、決算時に未払計上しない場合

中間納付時の処理

摘要：中間申告において、30万円を現金で納付した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	仮払消費税等	不	300,000	現金	不	300,000	

決算時：仕訳なし

納付時の処理

摘要：確定申告に伴って、消費税50万円が確定し、中間納付の残額を現金で納付した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	租税公課	不	500,000	仮払消費税等 現金	不	300,000 200,000	

中間納付があり、決算時に未払計上する場合

中間納付時の処理

摘要：中間申告において、30万円を現金で納付した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	仮払消費税等	不	300,000	現金	不	300,000	

決算時の処理

摘要：決算において消費税50万円を計算し、中間納付の残額を未払計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
期末日	租税公課	不	500,000	仮払消費税等 未払消費税等	不	300,000 200,000	決算処理

納付時の処理

摘要：確定申告に伴って、消費税50万円が確定し、中間納付の残額を現金で納付した。(決算時に未払計上している)

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	未払消費税等	不	200,000	現金	不	200,000	

(3) 還付金がある場合の処理方法

消費税は申告納税方式により確定する租税公課です。従って、その還付される消費税額を雑収入として益金に計上できるのは、あくまでも申告書を提出した日となります。

しかしながら、その課税事業者が消費税の確定申告によって還付される消費税額を前もって計算し、課税期間終了時に未収計上により雑収入としたときは、これを認めることとなっています。

具体的な仕訳処理は次のとおりです。

決算時に未収計上をせず、確定申告の年度の益金とする場合

決算時の処理：仕訳なし

還付時の処理

摘要：確定申告において消費税が確定し、30万円の還付申告を行った。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
還付日	現金	不	300,000	雑収入	不	300,000	

決算時に未収計上し、課税期間の年度の損金に算入する場合

決算時の処理

摘要：決算において30万円の還付の見込となり、未収計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
期末日	未収消費税	不	300,000	雑収入	不	300,000	

還付時の処理

摘要：確定申告において消費税が確定し、30万円の還付申告を行った。

(決算において未収計上を行っている)

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
還付日	現金	不	300,000	未収消費税	不	300,000	

中間納付額が確定申告額より多く、還付がある場合

還付時の処理

摘要：確定申告において消費税20万円が確定し、中間納付30万円との差額10万円が還付された。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
還付日	租税公課	不	200,000	仮払消費税等	不	300,000	
	現金	不	100,000				

#### 4. 税抜経理方式の経理方法

##### (1) 決算時(仮払消費税と仮受消費税の清算)・納付時の処理

課税事業者が税抜経理方式を採用している場合には、課税期間終了時の仮受消費税から仮払消費税(控除対象外消費税を除く)を控除した金額が、納付すべき消費税額又は還付を受ける消費税額と原則として一致することになります。

納付税額が発生した場合

決算時の処理(仮払消費税と仮受消費税の清算)

摘要：決算において仮払消費税と仮受消費税を清算し納付消費税額20万円を未払計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
期末日	仮受消費税等	不	500,000	仮払消費税等	不	300,000	決算処理
				未払消費税等	不	200,000	

納付時の処理

摘要：確定申告に伴って、消費税20万円を現金で納付した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	未払消費税等	不	200,000	現金	不	200,000	

還付税額が発生した場合

決算時の処理

摘要：決算において仮払消費税と仮受消費税を清算し、還付消費税額20万円を未収計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
期末日	仮受消費税等 未収消費税	不 不	400,000 200,000	仮払消費税等	不	600,000	決算処理

納付時の処理

摘要：確定申告に伴って、還付消費税20万円を現金で受け取った。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	現金	不	200,000	未収消費税	不	200,000	

未払計上額と納税額が一致しない場合の処理

消費税の確定申告により納付すべき消費税額が決定したときは、決算時に計上した未払消費税の振替処理を行い、やむなくその未払消費税の計上額と実際額との差額が生じたときは、雑収入又は雑損失に計上します。

摘要：確定申告において消費税が確定したところ、決算時に未払計上した20万円より10万円少なくなったため、差額を雑収入に計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	未払消費税等	不	200,000	現金 雑収入	不	100,000 100,000	

## (2) 経理上発生した差額の処理

課税事業者が税抜経理方式を採用している場合には、課税期間終了時の仮受消費税から仮払消費税（控除対象外消費税を除く）を控除した金額が、納付すべき消費税額又は還付を受ける消費税額と原則として一致することになります。

しかし、次のようなことがあるときは、その金額は一致せず、差額が生じることになります。

(A) 簡易課税制度や限界控除制度を適用している場合

(B) 税抜経理方式と税込経理方式の両者を併用している場合

上記により、差額が生じたときは、その課税期間において雑収入又は雑損失に計上することになります。

(例) 決算を行い、差額（益金）が発生した場合の仕訳例

摘要：決算において消費税を清算したところ、差額10万円が生じたため、雑収入に計上した。

期日	借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額	備考
納付日	仮受消費税等	不	500,000	仮払消費税等 未払消費税等 雑収入	不	300,000 100,000 100,000	

## 9. 総額表示の義務付けとその方法

消費者に対して商品等の販売や役務の提供などの取引価格をあらかじめ、表示する場合は、税込価格を表示する「総額表示」が義務づけられています。総額表示とは、消費者が商品など購入を判断する際に「消費税額を含んだ価格」を一目で分かるようにするものです。

### 1. 総額表示の義務

課税事業者が消費者に対して商品等の販売や役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品や役務などに係る税込価格を表示する「総額表示」が義務づけられています。

総額表示とは、値札などに税込価格を表示することにより消費者が商品など購入を判断する際に「消費税額を含んだ価格」を一目で分かるようにするものです。

### 2. 総額表示の対象となる事業者及び取引

総額表示の対象となる事業者および取引は次のとおりです。

対 象 者	消費税の課税事業者 (注)免税事業者は、取引に課される税がないことから、そもそも税抜価格を表示して別途消費税相当額を受領することは消費税の仕組み上予定されていません。
対象となる取引	消費者に対して商品の販売役務の提供等を行う場合、いわゆる小売り段階の価格表示 (注)事業者間取引は、総額表示義務の対象となりません。

### 3. 総額表示の方法

#### (1) 総額表示の具体的な表示方法

総額表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。

#### 【具体的な表示方法例】

税抜価格9,800円、消費税額等490円の場合

10,290円

10,290円  
(税込)

10,290円  
(税抜価格9,800円)

10,290円  
(うち消費税額等  
490円)

10,290円  
(税抜価格9,800円  
消費税額等490円)

( 2 ) 総額表示義務の対象となる表示媒体

総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ商品の販売、役務の提供等を行う価格表示を対象としているので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

【具体的な表示媒体の例】

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示などによる価格の表示
- ・ 商品のパッケージなどへの印字あるいは貼付した価格の表示
- ・ チラシ、パンフレット、商品カタログなどによる価格の表示
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告
- ・ ポスター、看板などによる価格の表示

( 3 ) 総額表示義務の対象にならないもの

総額表示の義務付けは価格表示を行う場合を対象とするものなので、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではありません。また、口頭によるもの、見積書や契約書又は決裁段階で作成される請求書や領収書は、総額表示の義務の対象となりません。